

77.5

〈題字は北海道副知事寺田一寿男さんが揮毫〉

# 本会の発足時を顧みて

元会長 渡辺 慶 吉

会報 100 号を数えるに至り、心から祝意を表するとともに、ますますの発展を願うものである。

顕みると、昭和35年9月、本会の創立総会において、はからずも私が初代の会長に就任することになった。会報第1号は、翌年1月20日に当時副会長で、企画部長をも兼ねていた藤山利夫氏の手によってうぶ声をあげたものであった。

当時の会報には、会員数310名(現在1,116名) 会費月 100円、入会費 1,000円等と記録されてい る。目玉は行政書士法違反者の根絶と報酬額の改 定問題であり、当時の会員の声が如実に反映され ている。

そのころの報酬額は、昭和26年に定められたまま、すでに9年を経過しているので、熱心に要望運動を展開した結果、翌37年3月、例えば①考案を要しない書類40円が100円に ②考案を要する書類80円が200円に ③略図50円が100円に ④縮尺図100円が250円に ⑤公簿閲覧50円が100円に北海道規則の改定公布をみるに至った。

当時も、会費未納会員の処分問題が命題の一つであったように記憶している。

本会の重点や問題点は今もなお大筋では変りがないように思えるが、それにしてもニセ書士の排除ほど、労多くして実りの少いものはないと慨嘆している昨今である。

## 第100号の発刊を祝って

日行連副会長 藤山利夫

昭和36年1月20日北海道行政書士会会報第1号

が発刊され、以来北海道行政書士会運営の歴史を 物語る会報が、幾多の移り変りをし乍らも、ここ に第 100 号の発刊を見るに至った。本会の発展と ともにこの上もない喜びであります。

行政書士が自主運営の強化を図るため、昭和35年法の改正によって都道府県の区域毎に一箇の会の設立を強制され、北海道行政書士会は、初代会長を努めた渡辺慶吉氏を中心として私共数名が発起人となり、道地方課に依頼し全道支庁長から、管内における書士業務を行っている方々に呼びかけ、全道の行政書士33名が札幌市に参集し、昭和35年9月11日北海道行政書士会の創立総会を開催し、本会が誕生したのであります。本道の広汎な地域に点在する会員231名(35.12.5現在)に対して会の運営目的を達成するため、会報発刊の必要性に迫られ、私が編集者となり、記録したノートから記事を取纒め北海道行政書士会会報第1号として発刊したものであります。

茶褐色に変色した第1号の頁をめくると、会長就任挨拶・自治省通達・北海道行政書士会役員名簿・会の動き・創立総会議事録・常任理事会議事録・事務局便り・行政書士試験案内・あとがき、となっており、ザラ紙B5判両面刷10頁のタイプ印刷で大変粗末なものです。因に会の財政は、昭和35年度(創立年度で35.10.1~36.3.31)収支予算額964,000円に対して、決算額312,300円、昭和36年度収支予算額は711,120円で、現本会費に還元すると20名分であり、いかに苦難の運営であったかは、御想像にお委かせいたします。

昨年法制定25年と会創立15年の記念事業として 日行連会報合冊の編集発刊を私が担当した。行政 書士業界が明日への発展を目指し、その途を拓く ためには、先人の築きあげた運営の経緯を、これ ら会報によって十分認識理解し、その歴史的基盤 に立って組織運営に、また職域の擁護と確立に役 立てられることを期待したものであった。本会の 会報においても全く同じで、会報は会運営の記録 帖である。会の運営に当る人達は、この記録をも とに組織体として、一貫した流れの中であしたの 計画を策定し、書土の社会的定着への努力が望ま しいと痛感しているものであります。

## 監事の職務

#### 細木貞次

50年7月、はじめて北海道行政書士会監事に選任されて以来、2年の任期がまもなく終わろうとするいま、監事という職責が、いかに専門的知識のかん(涵)養と、高度の識見(教養)が要求されるか、ということを痛感し、深く反省の念にかられる。

わが会はもともと、監事の職務として「会務す」なわち業務の執行」についても監査することを会則をもって規定しているが、わが会の役員を含めて一部の諸君の中には、監事がいわゆる「業務監査」をするのは、昭和49年法律第21号「商法の一部を改正する法律」によるものと解している向きがある。

もっとも、以前のわが会では、会計に関する事項のみを形式的に「監査」し、定時総会において "関係書類を監査したところ、いずれも適切妥当であった。旨のキマリ文句を述べるのが監事の職務のすべてであるかのような慣行があったことは否定できない。

民法は、監事の職務として、その59条に4個の 事項をあげており、学説はまた「監事はその監督 者たる職責を果たす上に必要と思われることは、 これ以外のことでもなすことができる」(我妻栄 ほか「民法総則」一粒社)としている。

わが会の役員選任にあたって、従来とかく「監事すなわち年寄りの隠居仕事」という低次元での 選考は、もはや終わりとしたいものである。

時あたかも、わが北海道行政書士会の本年度定 時総会では、役員改選が行われる。

本号が総会開会前に、構成員各位の手もとに届き、本稿が一読されて、認識をあらたにする一助

となっていただければ、幸甚これに過ぎるものはない。 (52.5.3 北海道行政書士会監事)

#### 業務資料

# 離婚届の撤回

■カッとなって離婚届にハンを押したけど=(その2)

右のようなやり方には問題がないわけではないが、とにかく不受理申出制度というものを残す以上、このような問題について何等かの手をうつ必要があり、そのためには離婚届も不受理申出も、本籍地の市町村役場にしか出せないことにすればいちばん簡単である。しかし、それでは離婚届を出すのが不便になるという難点がある。

それが、最近この点について扱いを変更することになった。それは昭和51年1月22日の法務省民事局長通達によるもので、不受理届等は申出人の本籍地の役場に出すことに統一され、もし非本籍地の役場に出されたときは(これを拒絶するというのではなく受理したうえで)これを本籍地の市町村長に送付してくれる扱いとなった。

竞选 昭和 年 月	和 年 月 第 第	受付 : 另位海季号 整理 番号	盐	<b>4</b>	<b>是</b> 理	<b>ፉ</b> 5	7	
	数 第		日中心					
	戸骨原査	音矩阵变	# # # *					
屬			推別	件の	出事	富	ҡ┝	
年 月	年 月		<b>*</b> 8	月	年	生	建	
李 月			所 して)	算を( ころ	尺を	(i)	# E	
<b>4</b>			**			*		
筆題者の氏名 名拝印したこともない 独 居島の倉里をなくした	がなく、店は 存のしたが、	単頭者氏名 □ 層曲の底 □ 層響に容	蟲	ø	 	51	₽	
M	付の日から( 付の日から[	□ 本中出会 □ 本中出会	(A) (不受) (A)(A)	期 いて7 する R			_	
姓。届命の意思をなくした M 月□日まで	行の日から。 付の日から( 付の日から[	□ 場響に名	28	XI.	理	2	不	

上記層出が不受理期間中に提出された場合には、これを受理しないようお戦いします。

		_	_		
春	± #	人			<u></u>
连(连右	詩 方法の者	先 望)	/赤望	電 括	FP .
			("-		)

#### 注意事项

- 1. あなたが最出人でない最出についての不受理申由はできません。
- 2. この不受理中出書はできるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 不受理以間を記載しない場合又は6ヵ月を超える試題を記載した場合には、不受理以間を6ヵ月とします。
- のもします。 4. あなたが不受理期間中に転降した場合には、以後、この中島は転降地市区町村長に対する中島 となります。
- 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法費易から質問又は出現法域をする場合がありますので、確実な連絡光を記載してください。
- 不受理申訟の連思を改めた場合には、必ず自分で著名評印した取下書を提出してください。
  不受理期間終了後も不受理の数据いを希望する場合には、改めて申出書を提出してください。 提出のない限り、申訟の連思をなくしたものとして取り扱います。

Š

なお、本籍地の市町村役場に出したあとで本籍 地が変わったという場合は、現籍地の市町村長か ら転籍地の市町村長に申出書が送付される。つま り、大変サービスがよくなったわけだ。

このようにして不受理届等が役場に出されていれば、前記の有効期間中に離婚届等が出されていても、調査して、届出のときに届出意思が欠如していたと認められるなら、その届出は無効なものとして処理されることになる。

この届出は郵便ですることもできる。届出の様式は図のようになって、これも右の通達と同時に従来の様式が変更され、翻意届も不受理届も同一の様式(不受理申出書)に書き込むようになっている。

まあ、そういうことであるから、あなたの場合 も役場に行って、一応この届けをしておくのがよ いだろう。そうでなく、妻から離婚届や離縁届が 出されてしまうと、こんどは訴訟手続きによらな いと、離婚や離縁を無効にできない。

そうすると、あなたがカッとなってハンを押したということで、離婚や離縁の意思がなかったといえるかどうか、やっかいな問題になってくる。

そうして、届けを出して、奥さんの行方を探して、なんとか仲よく暮らせるように努力してみたまえ。せっかく縁あって結婚し、子までなした仲なのだから、よりがもどって親子三人円満に暮らせれば、それにこしたことはないと思うよ。

## 支部だより 〔総会〕

支部名 月日 場所 肼 苫小牧 4.16 PM1:00 苫小牧市民会館 小 樟 4 .30 PM1:00 小樽市民会館 十 勝 5.7 PM1:00 帯広市水公園 室蘭 5.14 PM1:00 輪西市民会館 空知 PM1:30 農協青婦会館 網走 5.15 PM1:00 北見トコペット

## 理事会•支部長会議合同会議

昭和52年第1回理事会・支部長会が去る4月23 日午前10時から、札幌の自治会館において開催された。

議題は 1.総会提出議案について 2.経理規程



の制定について 3.日行連代議員の選出及び出席 者等について熱心に審議された。

総会議案の審議過程のなかで、本会の運営組織を改善するため、本年度において特別委員会を設置することに決定されたほか、網紀委員会規程の改正案は、調査活動にあたり支部長へ通知するという原案に対して意見の対立があり、本年度、対して意見の対立があり、本年のいての規定にあり、官庁会計方式により経理は原案通り可決になり、官庁会計方式により経理することに方向づけがなおれるととという。なお、出納閉鎖事に、知利の日まで行えることになったので、例えば、支部交付金は3月31日の会費収入に基づき、4月20日までに支出すればよくなって、毎年多額のの日までに支出すればよくなって、毎年多額のの日までに支出すればよくなって、毎年多額のの日までに支出すればよくなって、毎年多額のの日までに支出すればよくなって、毎年多額のの日本に支出すればよくなった訳である。

6月東京で行われる日行連総会への出席者は、 会長のほか代議員として細木(釧路)、木川(札 幌)、豊田(十勝)の3名に決定された。

この度の会議では、事務局の強化、職員の待遇 改善について発言があったが、事務局体制が未熟 な中で多年劇務に従事され昨年退職された山本正 一氏(前事務局長)と事務員の山本ます子さんに 感謝状を贈るということで満場一致決定された。

印紙税法と登録免許税法が改正され、5月1日 から適用されましたので、十分御注意ください。

### 叙勲受章のおしらせ

札幌支部 須 貝 義 夫 70才 (行政監察功労) 南区真駒内曙町3の6の1 (勲5等瑞) 三 浦 喜 旌71才 (警察功労) 北区北32条西5の120の2 苫小牧支部 川守田 鉄 雄65才 (警察功労) 自老町字石山27の48

文 芸

身を投げだして草のなかに 杉

浦 六 心

撰

私の目から 空を蔽いかくした 葺は風にみだれてささやき やがて 草のなかに やわらかい葺の茂みに 耳をかたむける 身を投げだして

そのときが 近づいてくる もはやすこしも苦悩を知らない

今日はまだ こんなに悲しいが そのときがくれば それも おしまいだ

つめたく 透きとおって 葺とクローバのあいだをかけめぐり そのときがくれば この時の はげしい悲しみも 私のあつい血は

しずまり冷え おしまいとなる

(ヘッセの詩より)

私は その芳香のなかで 眠りこむのだ

ふるさとに辿りついた子供

夢は

一つの花となるだろう

私のあこがれが

紡ぎだしたもの

ゴールデンウィークも過ぎて、北海道にも愈々初夏が訪れてきた。会員各位のウィ 振りは如何であったかと想像しながら、担当最後のこの欄を埋めることに「旅愁」を感ず る。 顕みると、昨年の総会特集号より編集委員長として理事会において指名されてより 100

号を各位に 送ったものである。丁度、本号が通巻 100 号となり、元・前 会長の 寄稿をお 願いした所、貴重な体験談を掲載でき、編集者として光栄の至りと存ずる。本年の総会を間近かに控え、事務局が テンヤワンヤの大騒ぎである。 $^1$ さきに述べた如く、昨年の総会号以来、行を共にした副委員長の渡辺理事、札幌支 部よりすいせんを受けた平沢委員共に病魔に倒れ、結局は一番若い(?)小生のみが残り、文字通り孤軍奮闘とてし たい所であるが、事務局長の格別な御協力による賜であることを、この欄をお借りして報告する。在任中区第三種 郵便物の認可申請の許可が得られなかったことのみ心残りなるも、鉄道弘済会御当局、道庁地下の書房赤レンガ各 位の御協力により曙光を見い出せたことのみを望みとしている (S生)

4